

市報

昭和52年

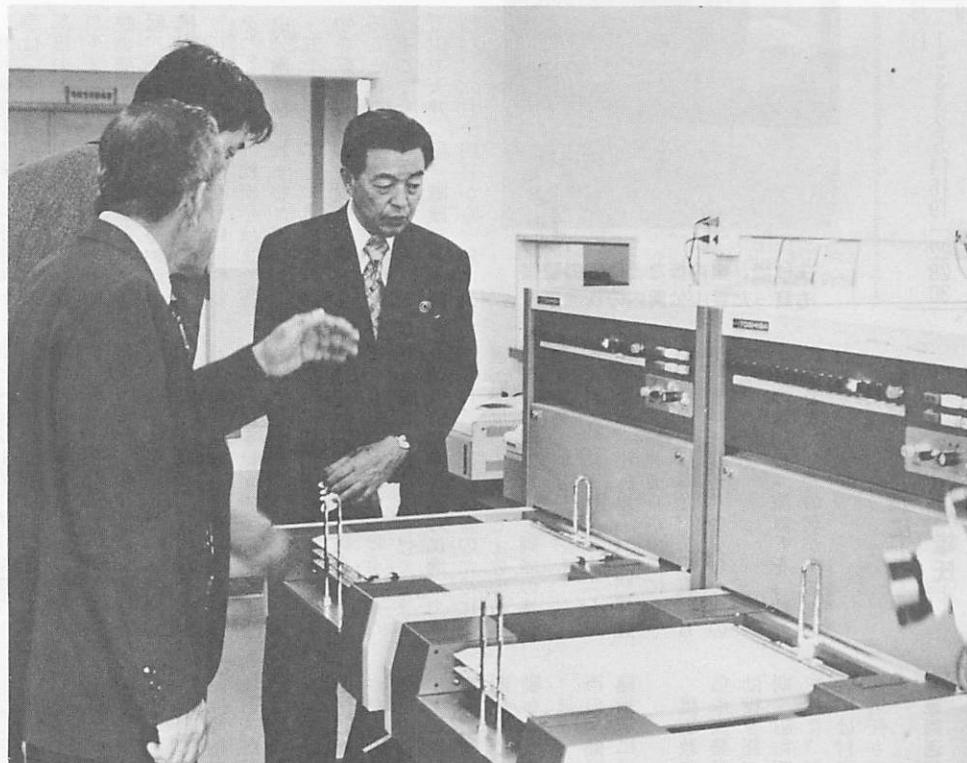
やまぐち 6月15日

8出張所

**住民票など申請交付
十五分で処理**

電送装置ができました

◀(本庁市民課での開通式)



▶威力を發揮する電送装置
佐山出張所



遠隔出張所(南部出張所と仁保・小鯖出張所)と本庁市民課を結ぶ高速模写電送装置が、六月一日開通しました。

第二次機構改革により出張所にあつた戸籍、住民票などの台帳を本庁に集中管理することになつたため、出張所での証明交付を早くするため、設置したものです。

完成した装置は、出張所で証明申請が提出されると電送ファックスで本庁へ。本庁で必要証明書を出張所へ電送する仕組みの間約十五分、大変能率化されました。

6月29日
**交通事故ぼくめつ
市民総決起大会**



交通安全を呼びかける関係者(早間田交差点)

六月十日現在今年の交通事故死が八人になりました。重傷事故も二十九人一昨年に比べ十四件もふえています。
悲惨な事故はもうごめん、市では交通安全意識をもう一度再確認しようと六月を「交通安全特別強化月間」と決め、市民への呼びかけを続けています。
市交通安全対策協議会では、六月二十九日(水)午後一時三十分から市民会館小ホールで「市民総ぐるみで死亡事故に歯止めをーー」のスローガンのもとに総決起大会を開きます。
学校、職場あるいは地域の婦人会、老人クラブなどで交通安全の話し合いをし、交通事故全滅の日まで、市民総ぐるみでたちあがりましょう。

出張所地区

向う三か月不燃物の 収集日が決まりました

7月・8月・9月の旧市内を除く不燃物(ガレキ)の収集日が決まりました。収集日を忘れずによく荷造りをして所定の位置に出してください。

なお、過日運搬中、石油ストーブが炎上する事故がありました。石油ストーブなどは、油をよく抜いて出してください。

	7月	8月	9月
1日	1日	1日	1日
2	4	3	2
3	5	2	2
4	6	11	14
5	12	17	19
6	13	25	23
7	14	26	26
8	15	27	29
9	16	28	30
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

嘉名佐 田川島山 陶鉢穂 陶鉢秋平 大大小仁宮吉



生け垣、案内板など周囲の整備も終った香山公園内の枕流亭

「枕流亭」公開 薩長盟約の館

幕末、長州と薩摩の両藩の志士たちが、密議をかわし、盟約を結ぶもととなった建物「枕流亭」が整備され、6月14日から香山公園内で一般に公開されます。

明治維新に由緒ある建物枕流亭は、もとは道場門前一丁目安部橋の上流にあり、商家の「離れ」でした。それが昭和の初め映画館建設のため湯田温泉に移転、十七年には旧県立博物館の構内に移築されました。

しかし、現在の新しい博物館をつくるため、枕流亭はまた香山公園に移されました。

五十年十二月、市はこの建物を県から移管を受け、管理することになりました。

そこで今回、事業費二百三十万円で天井壁、階段などを修理し、六月十四日から一般に公

開することになったものです。

枕流亭の建物は、二階建てで建坪四十六平方メートル、二階は八畳、四畳、二畳のたみ敷きの部屋で、階下の土間には薩長連合の盟約に参加した西郷隆盛、木戸孝允ら薩摩、長州藩の志士八人の肖像画をかけ、訪れる人の利便をはかつています。

【枕流亭】

幕末、長州藩は尊王討幕をかけ、封建制度の打破をすすめていましたが、薩摩は会津藩などと結び、幕府を助けていました。それで薩長両藩に溝ができました。勤王と討幕のために両藩が離反してはーと土佐の坂本龍馬らが仲立ちし、両藩の連合をすすめていました。

それで慶応三年(一八六七)

に寝るため、その名があるといわれています。

薩摩から、小松帶刀、西郷隆盛、大久保利通らが山口にやってきて、木戸孝允、広沢真臣らが枕流亭で迎え、会見したもの

です。

その坂川の「流れ」を「枕」

に寝るため、その名があるとい

われています。

そこで慶応三年(一八六七)

に寝るため、その名があるとい

われています。

それで慶応三年(一八六七)

(3)

第11回 参議院議員通常選挙

7月10日午前7時～午後6時

参議院議員選挙は、これから6年間、50年代の大部分を国政に参加する人を選ぶ重要な選挙です。

候補者をよく知り、わ
たしたちにとって大切
な一票を——悔いのな
い一票を投じましょう
う。

投票所は――

次の地区を除いて、これまで
よりの投票所です。

に変更します。

・大殿・白石・湯田は一部変更します。このたび届けました「新投票区と投票所」の一覧表と入場券で確かめてください。

市内異動した人の投票所は、
五月三十一日までに転居届けを
すませた人は、新住所の投票所
で投票できますが、六月一日以
降に転居届けした人は、元の住
所地の投票所で投票することに
なります。

投票できる人は一

昭和三十二年七月十一日までに
年命要件

昭和五十二年三月十五日までに
山口市に転入の届け出をして、
居住している人。

不在者投票は一

投票日に投票区以外で職務・

投票日に投票権以外で職務、業務に従事中、やむをえない用務で市外に旅行中、入院などで前日までなら投票できるなどの事情で投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

○期間 六月十七日から七月九日まで。

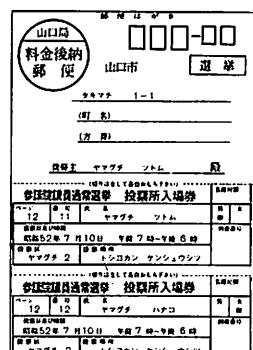
▲市役所▽午前八時三十分から
午後五時まで。(土・日も可能)
△出張所▽出張所地区の選挙人
名簿登録者を対象とし、職員の
勤務時間内。
不在者投票には印鑑と入場券
を持参してください。

登録者名簿の縦覧は—

■選挙開票 ■

立会演説会

- 。とき 7月1日午後8時
から
- 。ところ 市民会館大ホール
候補者の政見を『生』できくよい
機会です



今回の選挙から、投票駄
入場券をハガキで、六月二
十五日ごろまでに、世帯主
にお届けします。

国民年金の知識

国民年金保険料納付期間の短縮(3)

老令年金は、原則として二十才から六十才になるまでに、保険料の納付期間（免除期間を含む）が二十五年以上必要ですが、昭和五年四月一日までに生れた人は、別表のようになります。二十四年から十年に納付期間が短縮される特例があります。任意加入の人は、年金保険を受けることはできます。任意加入の人は、年金保険を受けることはできません。任意加入の人は、年金保険を受けることはできません。

が一年以上で、配偶者が公的年金に入っていた期間とを合わせてござ
れば、受給権があります。

もし、収入が少ないと表の期間以上になります。

由で、納付が

納付期間短縮の特例

生年月日	年金保険料納付(免除)期間
大5.4.1以前	10年以上
大5.4.2～大6.4.1	11年〃
大6.4.2～大7.4.1	12年〃
大7.4.2～大8.4.1	13年〃
大8.4.2～大9.4.1	14年〃
大9.4.2～大10.4.1	15年〃
大10.4.2～大11.4.1	16年〃
大11.4.2～大12.4.1	17年〃
大12.4.2～大13.4.1	18年〃
大13.4.2～大14.4.1	19年〃
大14.4.2～大15.4.1	20年〃
大15.4.2～昭2.4.1	21年〃
昭2.4.2～昭3.4.1	22年〃
昭3.4.2～昭4.4.1	23年〃
昭4.4.2～昭5.4.1	24年〃

火災情報		山口市消防本部				
区分	種別	建物	林野	車両	その他	計
5月中の 発生件数		6	1	0	0	7
累計		27	5	2	12	46
5月中 発生の 出火原因		のこ屑の自然発火、石油ストーブでおしめ乾燥、たばこの投げ捨て、風呂用バーナーの取扱不注意、天ぷる油に引火、煙突の火の粉、煙突の過熱				

